

一般廃棄物の処理状況及び目標の達成状況（平成24年度速報値）

本県では、循環型社会の構築を目指し、廃棄物の排出抑制や循環的な利用などを促進するという基本的な考えのもと、さらなる取組を進めるため、平成24年3月に「愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）」を策定した。

その中で、愛知県内で発生する一般廃棄物（ごみ）について、平成20年度を基準として最終処分量を約23%削減するなどの具体的な廃棄物減量化目標を定めている。

今回、平成24年度における一般廃棄物（ごみ）の処理の状況を示すとともに、「愛知県廃棄物処理計画（平成24年度～28年度）」に示した平成28年度の減量化目標及び平成20年度の処理実績と比べることにより、その減量化の進捗状況を示した。

1 一般廃棄物（ごみ）の現況

（1）一般廃棄物（ごみ）の発生及び処理の状況

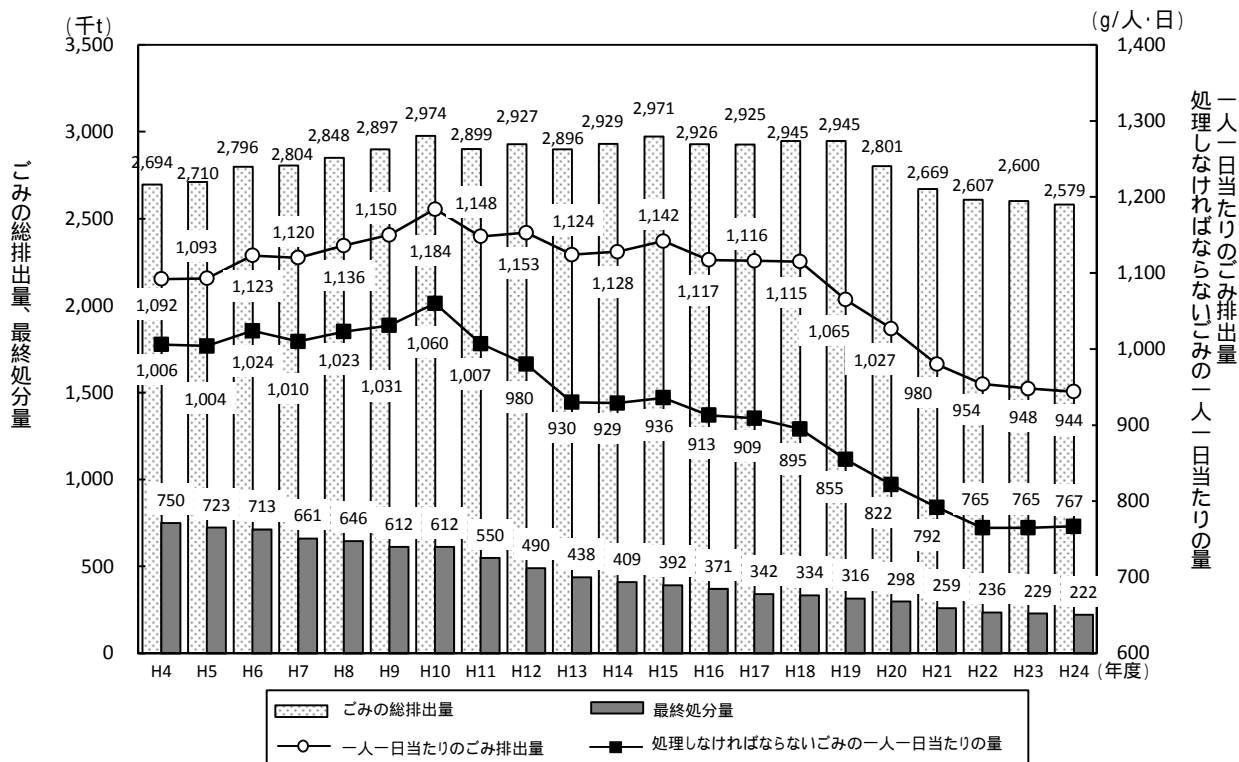
平成24年度のごみの総排出量は2,579千トンであり、平成20年度の2,801千トンに比べ7.9%減少している。

ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日あたりのごみ排出量」という。）すると、平成24年度は944gとなり、平成20年度の1,027gに比べ8.1%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日あたりの量」という。）すると、平成24年度は767gとなり、平成20年度の822gに比べ6.7%減少している（図1-1）。

ごみの総排出量は平成19年度以降、一人一日あたりのごみ排出量及び処理しなければならないごみの一人一日あたりの量は平成11年度以降、減少傾向にあったが、近年横ばい傾向にある。

最終処分量は222千トンで、平成20年度の298千トンに比べ25.5%減少している。

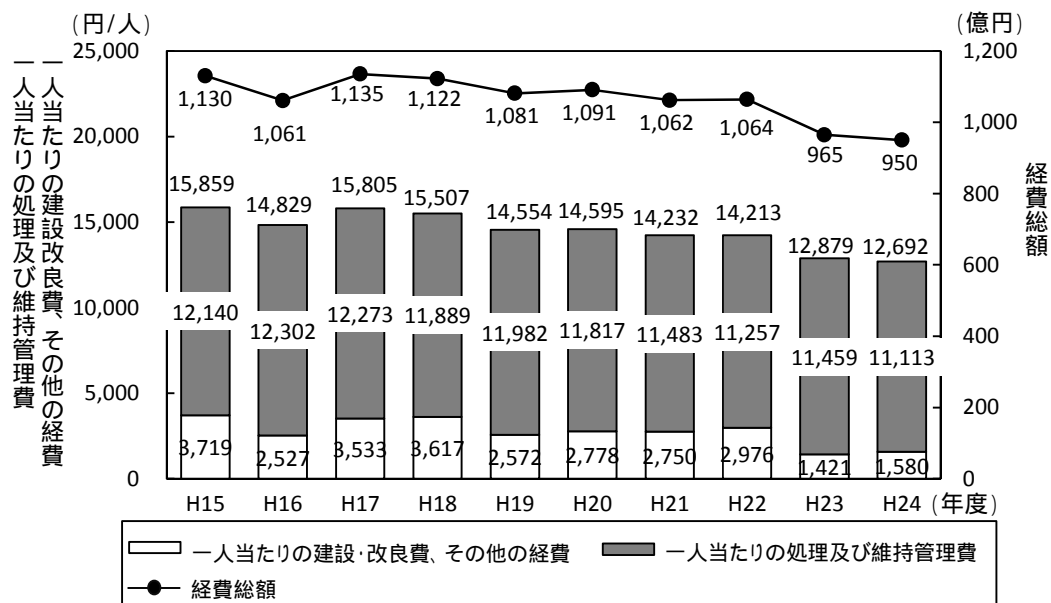


(注1)「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。
 (注2)「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。

図 1-1 ごみの排出・処理状況の経年変化

平成24年度に市町村においてごみ処理に要した経費の総額は約950億円であり、これを県民一人当たりには換算すると12,692円となる。

この内訳としては、処理及び維持管理費が11,113円(87.6%)、建設・改良費及びその他の経費が1,580円(12.4%)となっている。ごみ処理に要する経費の総額は、平成18年度以降減少傾向にある(図1-2)。



- (注1) グラフに示した経費は、市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した費用の総額であり、市町村の組合分担金は含んでいない。
- (注2) 一人当たりの経費を算出するにあたっての人口の定義については、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている。
- (注3) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

図 1-2 ごみ処理経費の推移

平成24年度における、生活系ごみの収集量は1,776千トン、事業系ごみの収集量は608千トンであり、収集した総量のうち、生活系のごみが74.5%を占めた。平成20年度と比較すると、それぞれ5.5%、11.0%減少している。生活系ごみの収集量は平成19年度以降、事業系ごみの収集量は平成16年度以降、減少傾向にある(図1-3)。

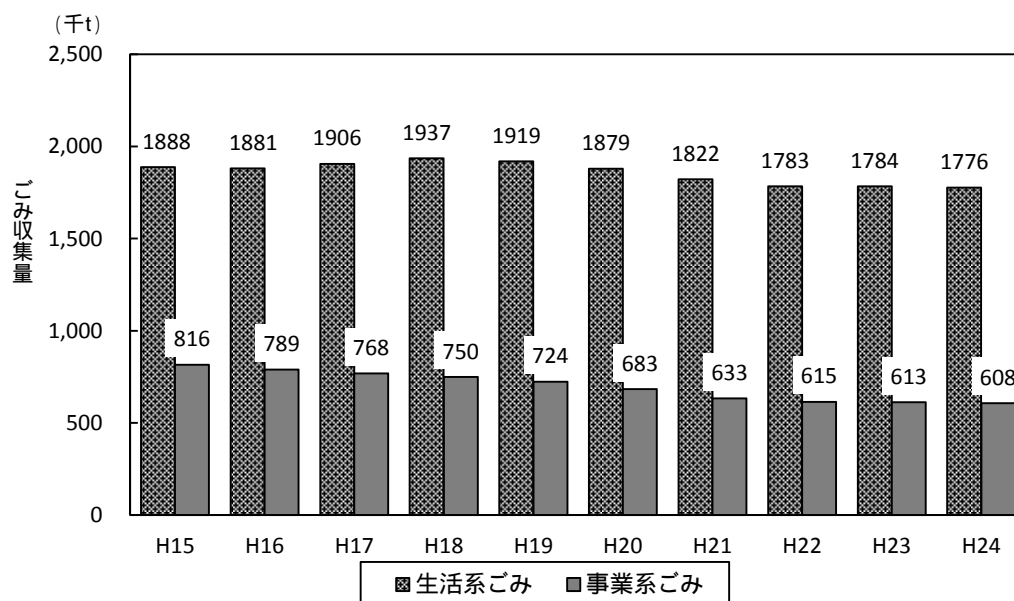
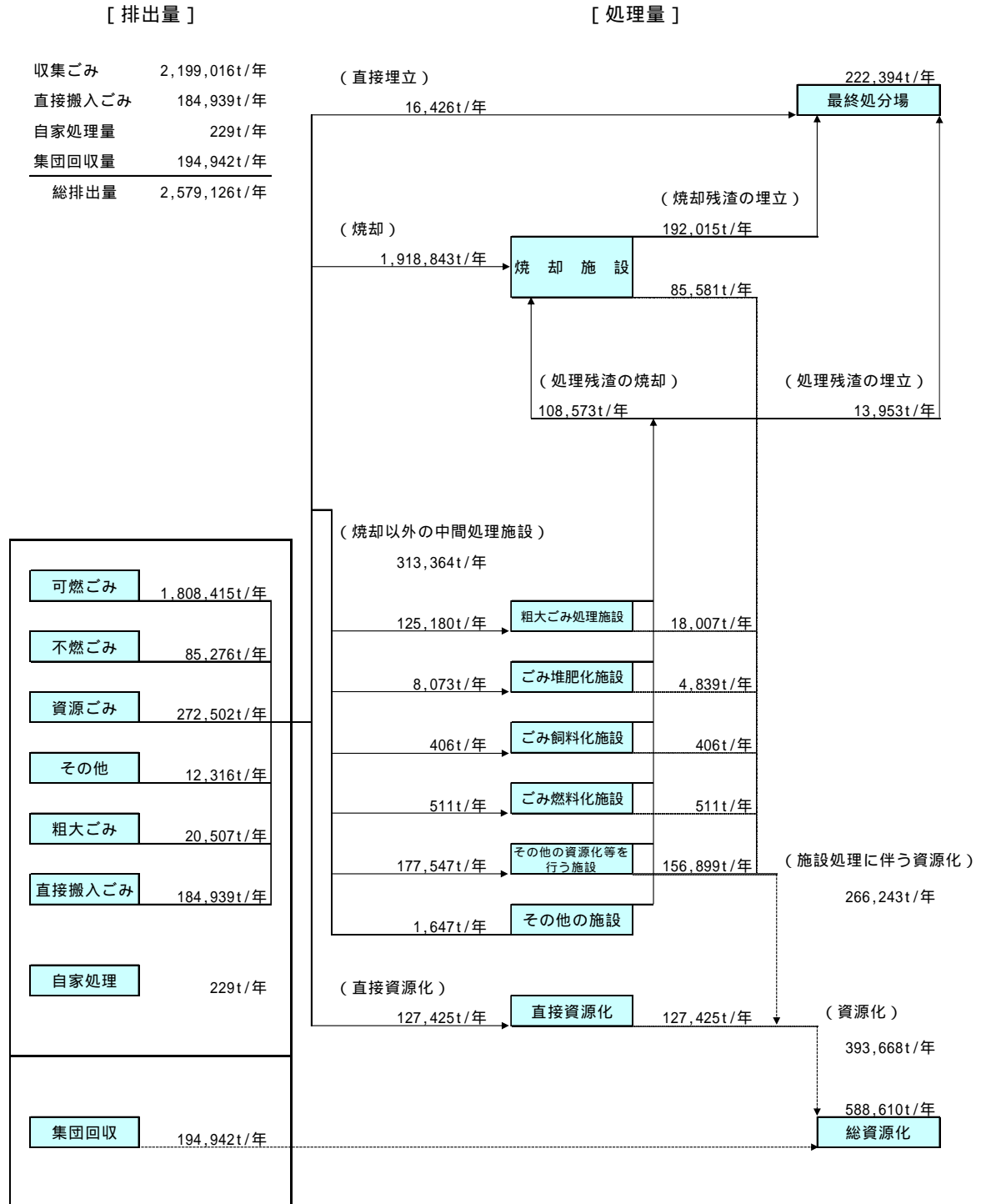


図 1-3 ごみの収集量の経年変化

ごみ処理の流れは、図 1-4 のとおりである。これは、平成 24 年度中に収集されたごみ 2,199 千トンと直接搬入されたごみ 185 千トンの総量 2,384 千トンが 1 年間でどのように処理されたかを表したもので、最終的に資源化されたものが 589 千トン、埋立処分されたものが 222 千トンであった。



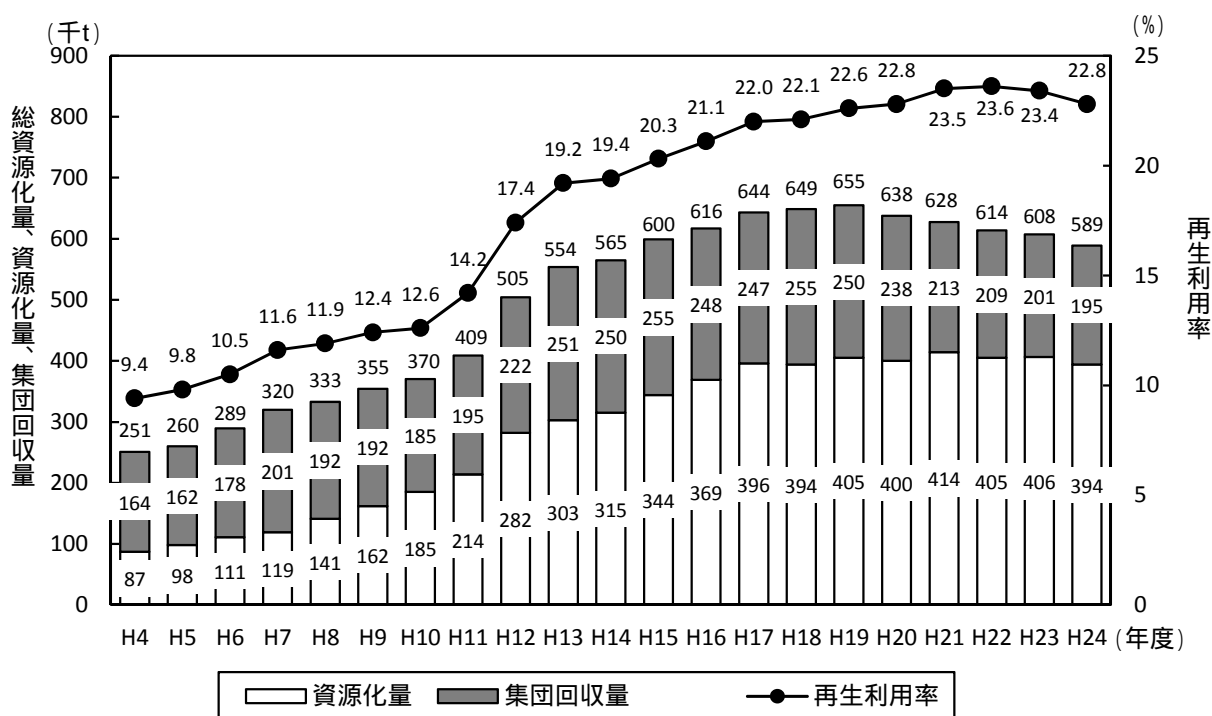
(注 1) 「自家処理量」とは、計画収集区域内で、市町村等により計画収集される以外の生活系ごみで、自家肥料として用いるなど自ら処分している、又は直接農家等に依頼して処分されている量
 (注 2) 収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみやその他の収集区分以外をいう。
 (注 3) 「その他の施設」とは、資源化を目的とせず埋立処分のための破碎・減容化等を行う施設をいう。
 (注 4) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量(直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化)」は一致しない。

図 1-4 ごみ処理の流れ(平成 24 年度)

(2) 一般廃棄物(ごみ)の資源化の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた平成24年度の総資源化量は589千トンで、平成20年度の638千トンに比べ7.7%減少している。平成19年度以降は、ごみの総排出量減少等に伴い総資源化量も減少している(図1-1及び図1-5)。

また、平成24年度の再生利用率は22.8%であり、平成20年度の22.8%と同じ水準にある。



(注1)「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。
 (注2)「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。
 (注3)「再生利用率」= (「総資源化量」/ (「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」)) × 100
 (注4) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

図1-5 総資源化量と再生利用率の経年変化

消費者の分別排出、市町村の分別収集等による資源化の取組が行われ、平成24年度の総資源化量の内訳は、紙類316千トン、金属類45千トン、ガラス類45千トン、ペットボトル17千トン、プラスチック類56千トン、布類14千トン、溶融スラグや肥料等、その他96千トンとなっている(図1-6)。

紙類については、新聞販売店等による販売店回収の進展などにより近年減少傾向にある一方で、溶融炉の新設により溶融スラグを含むその他の資源化が増加傾向にある。

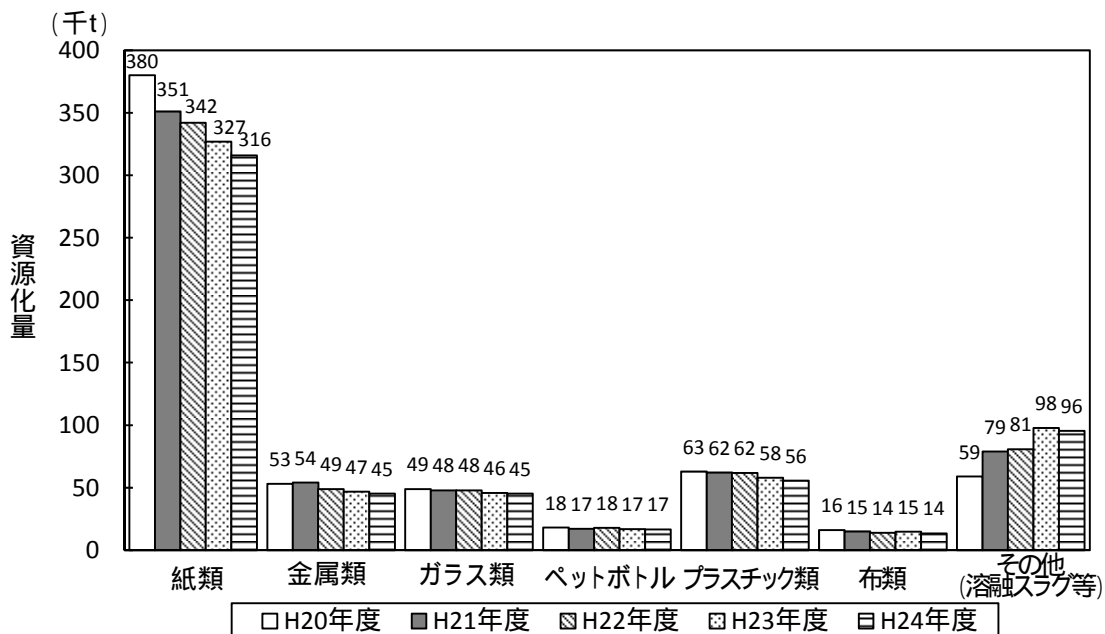
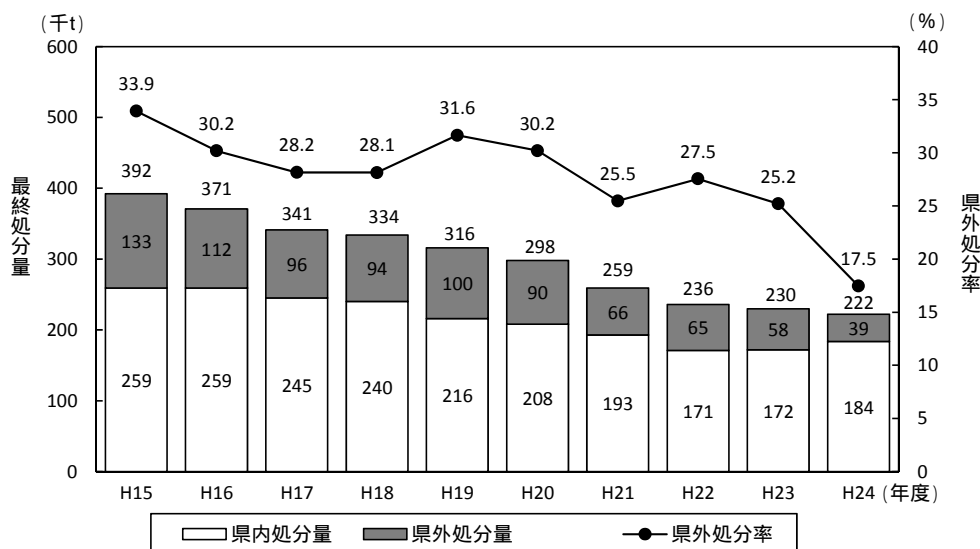


図 1-6 資源化の状況

(3) 一般廃棄物(ごみ)の最終処分の状況

中間処理の際に発生した処理残さ、焼却残さの処分を含め、平成 24 年度の最終処分量は 222 千トンで、平成 20 年度の 298 千トンに比べ 25.5% 減少している。最終処分量は、この 10 年で約 4 割減少している。

なお、このうち自区外(県外)の処分量は 39 千トンで、平成 20 年度の 90 千トンに比べ 56.7% 減少している。県外処分率は、増加・減少を繰り返しているが、長期的にみると減少傾向にある(図 1-7)。



(注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

図 1-7 ごみの最終処分量の経年変化

(4) 一般廃棄物処理施設の設置状況

ア 中間処理施設及び資源化施設の状況

平成 24 年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数 は 100 である。その内訳は焼却施設が 37、ごみ燃料化施設が 2、粗大ごみ処理施設が 21、リサイクルプラザ、資源回収センター等の資源化施設が 39、その他（破碎処理）施設が 1 となっている（表 1-1）。

表 1-1 中間処理施設及び資源化施設の設置状況（平成 24 年度末現在）

区 分	施設数	処理能力	備 考
焼却施設	37	9,652.5t/日	ほかに 6 施設休止、 1 施設が建設中
ごみ燃料化施設	2	0.2t/日	ほかに 1 施設休止
粗大ごみ処理施設	21	1,228.4t/日	ほかに 2 施設休止、 1 施設が建設中
資源化施設	39	676.8t/日	ほかに 1 施設休止
その他施設	1	67.7t/日	
合 計	100	11,625.6t/日	

(注)施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

イ 焼却施設におけるごみ発電の状況

平成 24 年度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力は 140.1MW（発電設備を有する 24 施設の合計）で、総発電量は 551.2GWh（稼働中の 21 施設の合計）となっている。総発電能力は、平成 24 年度に 1 施設建設が始まり、平成 20 年度の 135.7MW に比べ、3.2%増加している。総発電量は、平成 20 年度の 500.4GWh に比べ 10.2%増加しており、長期的にみても上昇傾向にある（図 1-8）。

総発電能力には休止施設及び当該年度に着工した施設を含み、廃止施設は除いている。そのため、総発電量の数値の傾向とは必ずしも一致しない。

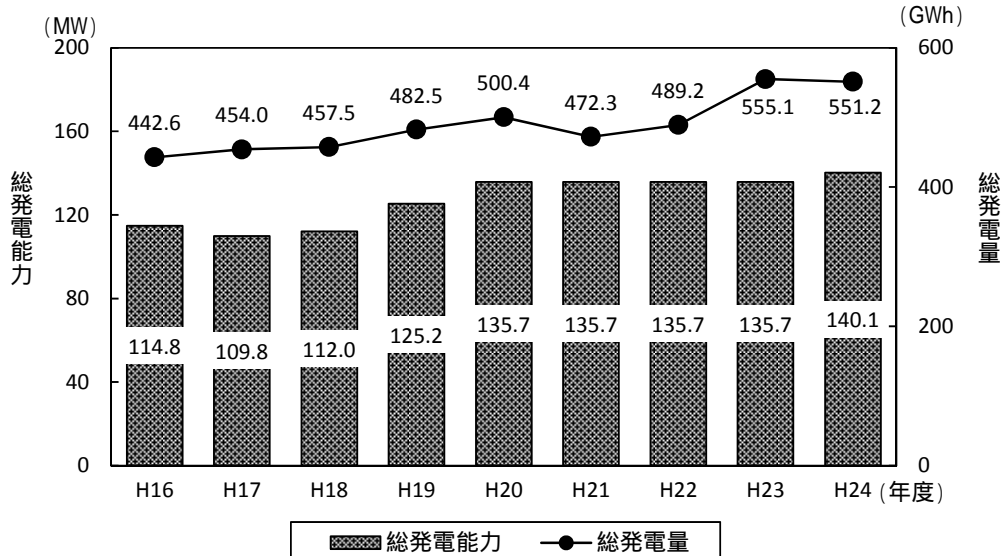


図 1-8 焼却施設におけるごみ発電の状況

ウ 最終処分場の状況

平成 24 年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は 83 (休止、埋立終了を含む。) で、残存容量は 2,862 千 m^3 である。これを平成 24 年度の最終処分量 107 千 m^3 で除した値 (残余年数) は 26.8 年と、平成 19 年度以降上昇傾向を示している。これは、ごみ総排出量減少に伴い、最終処分量が減少傾向にあることによる。(図 1-9)

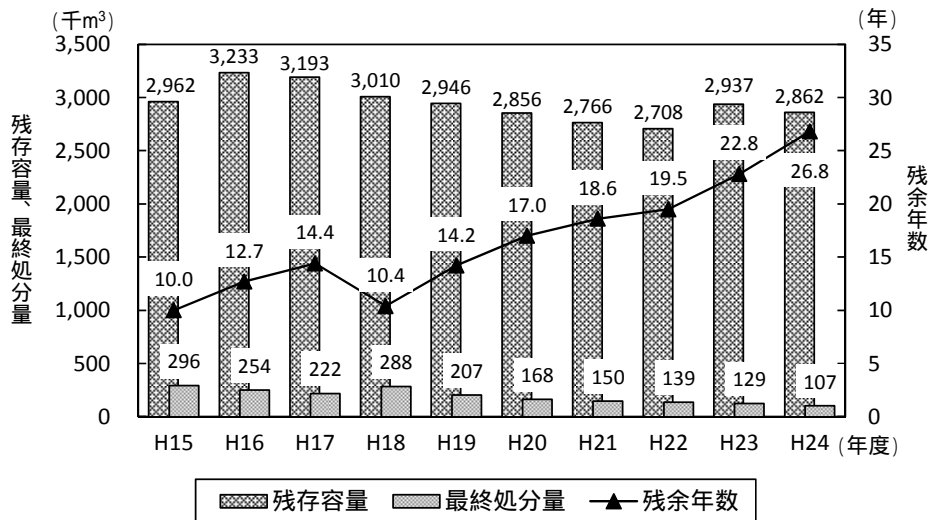


図 1-9 最終処分場の残存容量、最終処分量、残余年数の経年変化

2 し尿処理の現況

(1) し尿の処理の状況

平成 24 年度のし尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の総収集量は 1,235 千 k で、うち、し尿は 141 千 k 、浄化槽汚泥は 1,093 千 k である。

総処理量は 1,235 千 k であり、平成 20 年度の総処理量 1,359 千 k に比べ 9.1% 減少している。

収集されたし尿等のうち、し尿処理施設により 1,092 千 k 、下水道投入により 143 千 k 、それぞれ処理されている（図 2-1）。

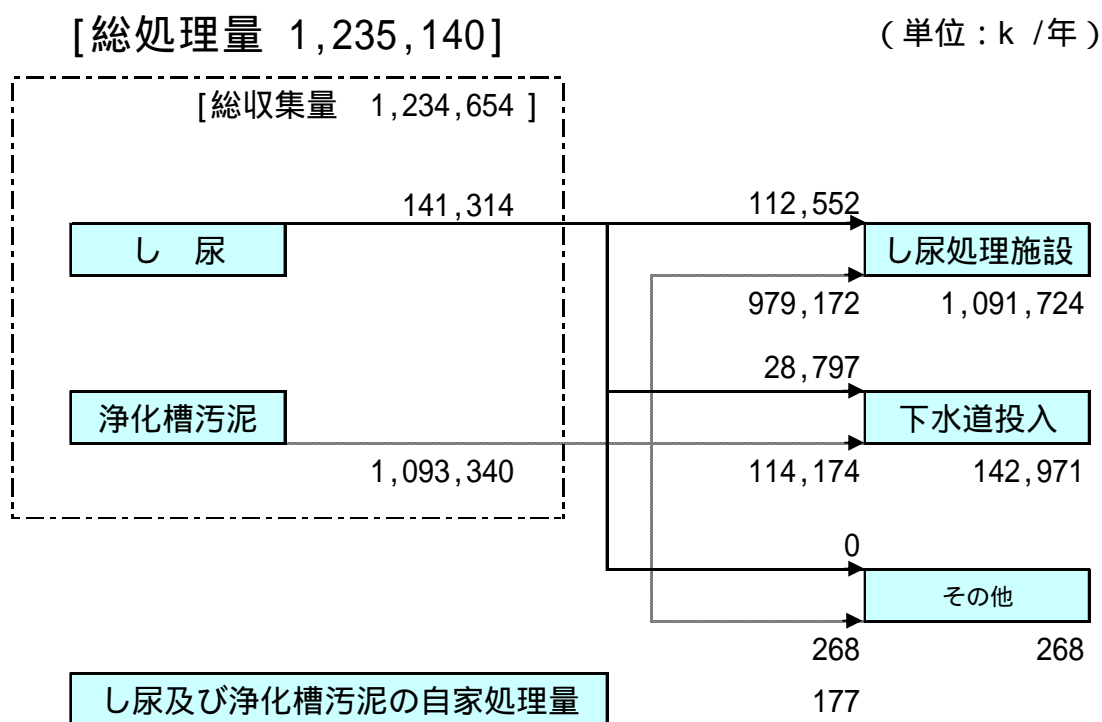
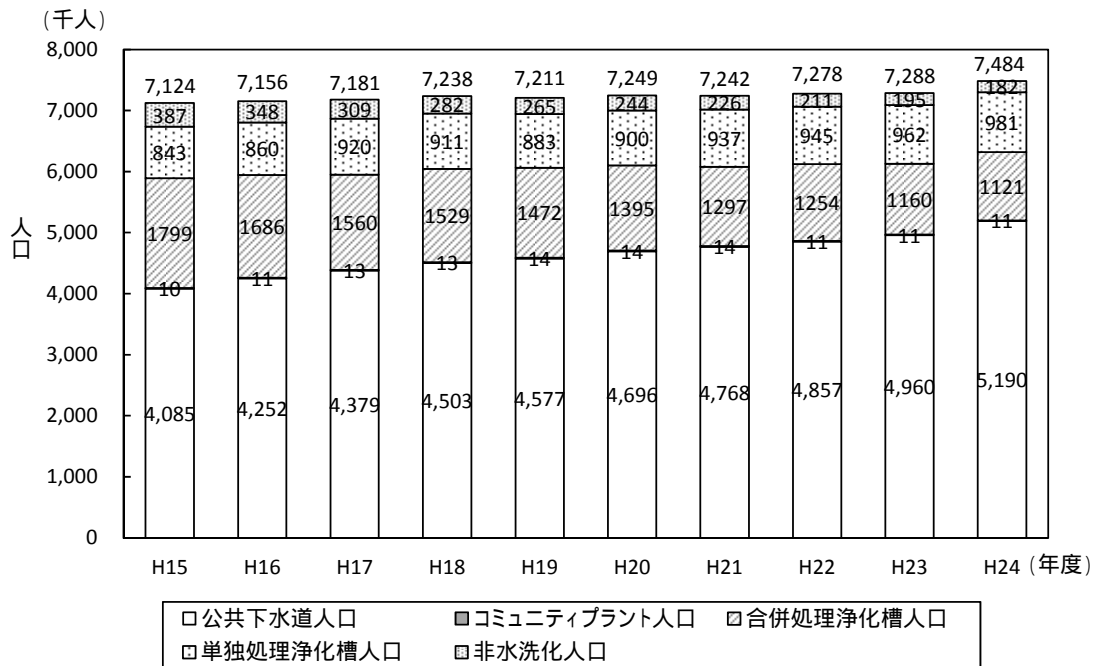


図 2-1 し尿等の処理の流れ（平成 24 年度）

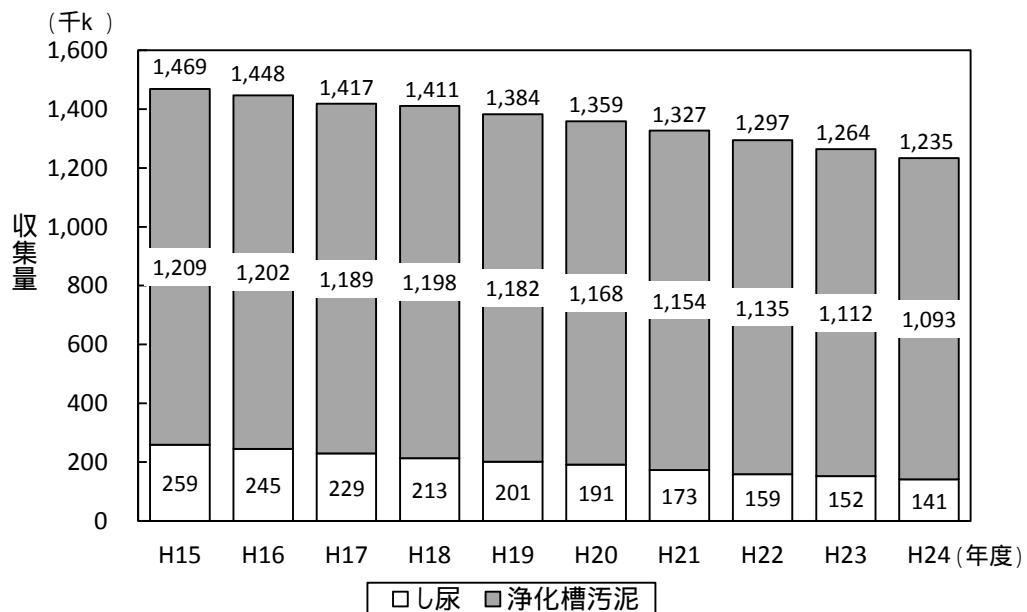
し尿処理形態については、水洗化人口（公共下水道人口、コミュニティプラント人口、合併浄化槽人口及び単独浄化槽人口の和）は増加傾向に、非水洗化人口は減少傾向にあり、水洗化が進行している（図 2-2）。



（注）平成 24 年度からは、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）の施行に合わせ、外国人人口を含めている。

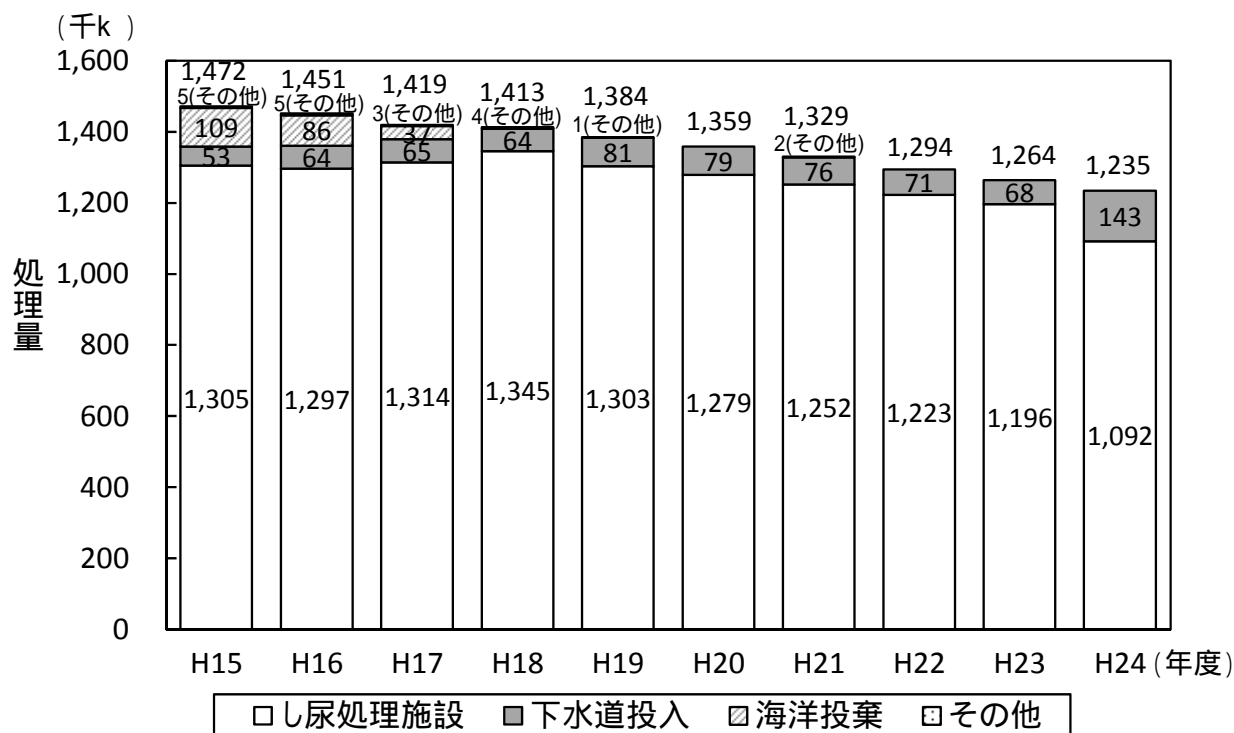
図 2-2 し尿処理形態の推移

過去からの推移をみると、し尿等の収集量及びし尿等の処理量は減少傾向にある（図 2-3 及び 2-4）。



（注）数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

図 2-3 し尿等の収集量の推移



(注) 数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある。

図 2-4 し尿等の処理量の推移

(2) し尿処理施設の設置状況

平成 24 年度末現在のし尿処理施設の設置数は 34 (処理能力 4,658k /日) である。

平成 17 年度末時点でし尿処理施設の未整備市町村がなくなったことから、平成 18 年 4 月以降し尿はすべて陸上処理され、海洋投棄はされていない (図 2-4)。

3 一般廃棄物（ごみ）処理の目標達成状況及び経年変化

「愛知県廃棄物処理計画（平成 24 年度～28 年度）」における平成 28 年度の減量化目標は、次のとおりである。

- ・ 排出量は、平成 20 年度に対して約 9%削減する。
- ・ 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は、720g とする。
- ・ 排出量に対する再生利用量の割合（再生利用率）は、約 26%とする。
- ・ 最終処分量は、平成 20 年度に対して約 23%削減する。

計画期間 1 年目である平成 24 年度の排出量、処理しなければならないごみの一人一日当たりの量、最終処分量及び再生利用率については以下のとおり（図 3-1 及び図 3-2）。

- ・ 排出量は 2,579 千トンで、平成 20 年度の 2,801 千トンに比べて 7.9%減少している。
- ・ 処理しなければならないごみの一人一日当たりの量は 767g で、平成 20 年度の 822g に比べて 6.7%減少している。
- ・ 再生利用率は 22.8%で、平成 20 年度の 22.8%と同水準である。
- ・ 最終処分量は 222 千トンで、平成 20 年度の 298 千トンに比べて 25.5%減少している。

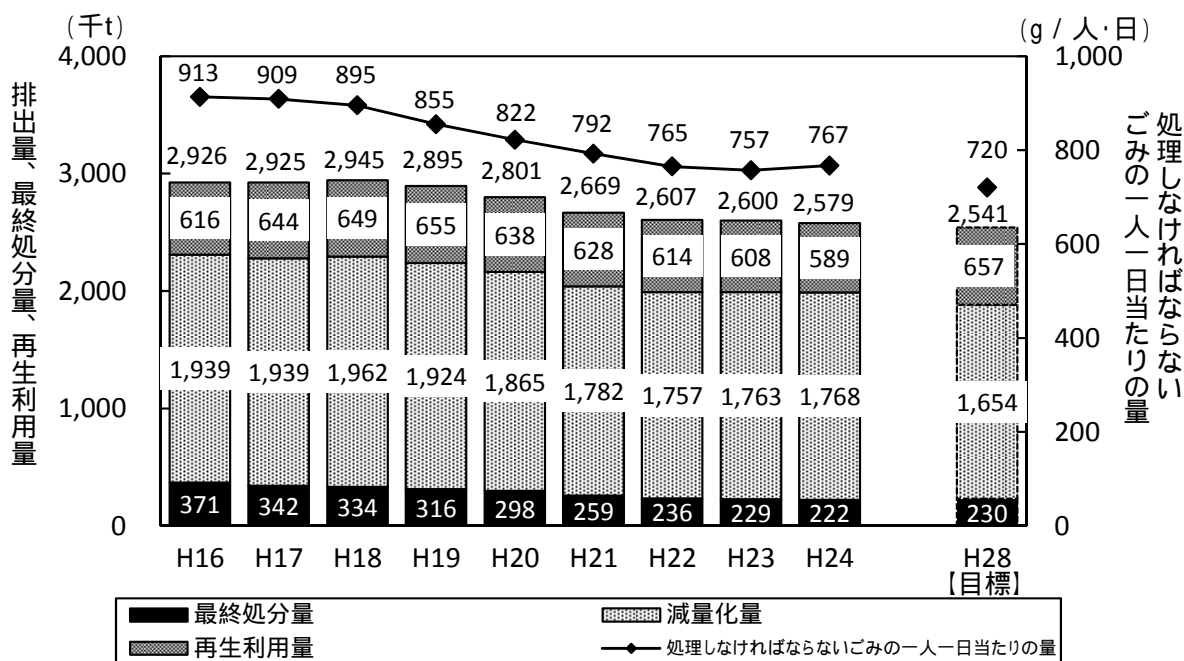


図 3-1 一般廃棄物の減量化目標の達成状況

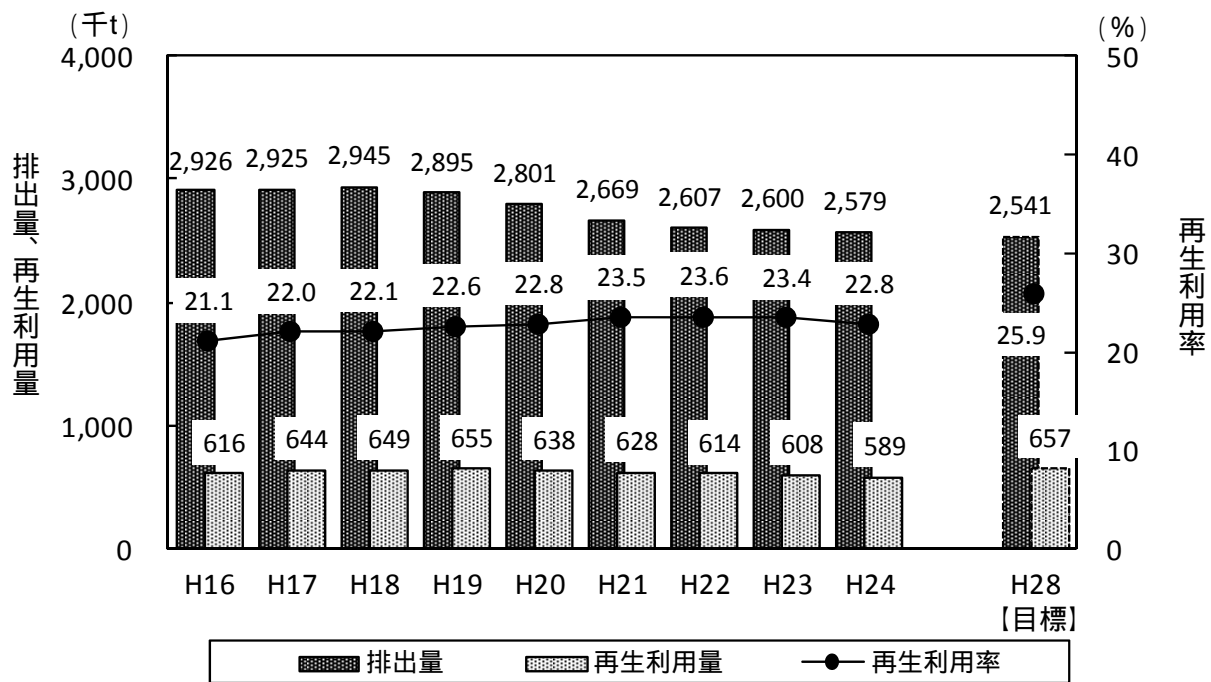


図 3-2 一般廃棄物の再生利用率の達成状況